

郵便番号：-

住所：

氏名：

連絡先電話番号：--

利用者メールアドレス：

提出意見：

1. 本件エントリーメニューの最低利用期間は、3年と長期です。そして、このような長期の拘束期間で契約を行う場合は、それに見合うだけの値引きを行うのが取引界の常識だと思います。したがって、利息を考慮した1年目の減額分と3年目の増額分が同じになるという条件では、不十分であり、長期の拘束期間に見合うだけの値引きをするべきだと思います。
2. 仮に上記の意見が受け入れられない場合でも、利用者の誤解を防ぐため、本件エントリーメニューは、利息を考慮した1年目の減額分と3年目の増額分が同じになるものであること、及び最低利用期間内に解約しても、既存のメニューを選択していたと仮定した場合に比べて特に不利益になるわけでない条件の違約金を払えば、自由に解約できるものであることを利用者に周知するべきだと思います。